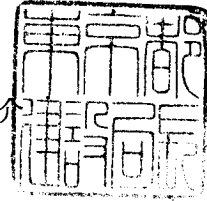


15 建道管保第 23 号
平成 15 年 5 月 16 日

(社) 東京都中小建設業協会 会長 殿

東京都建設局長
小峰良介



過積載防止対策について (要請)

貴団体(協会)におかれましては、日頃から都の道路管理行政にご協力頂き、感謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、当局が平成 14 年度に継続調査 15 地点において実施した「走行車両の軸重実態調査」(別紙)によれば、軸重 10t を超える大型過積載車両の 1 日当り推定走行台数の平均は 316 台となっています。平成 12 年度は 382 台、13 年度は 342 台であり、過去 4 カ年継続して減少する結果となっています。しかし、平成 14 年度は一部の環状幹線道路や多摩地域において横ばい、あるいは増加傾向にあり、地域格差がみられます。

なお、大型車交通量に占める過積載車両は平均 3.3%でした。

大型過積載車両の走行は、舗装の劣化や寿命の短縮を招き、補修件数が増える原因となります。また、首都高速道路においても橋脚の疲労破壊から亀裂が発生する問題が生じています。大型過積載車両が及ぼす経済的損失や社会的影響を考慮しますと、過積載防止対策は緊急の課題です。

つきましては、貴団体(協会)におかれましても、このような大型過積載車両の走行実態をご理解のうえ、下記事項について貴団体(協会)関係部所へ周知徹底され、なお一層の御指導をお願いいたします。

記

1. 走行車両の軸重実態調査報告書(平成 15 年 3 月)
別紙のとおり

2. 過積載防止対策について

現場への指導のみならず、組織全体でこれに取り組み、
また、加盟各社などへも本趣旨の周知徹底をお願いします。

連絡先 道路管理部保全課調査係
係長 藤野 担当 関根, 田中
Tel 03・5320・5292 (ダイヤルイン)

大型過積載車両の走行実態調査結果について（平成 14 年度分）

1. 調査目的

道路を走行する車両は、道路法や道路交通法などにより、一定の重量（軸重 10t）を超えてはならないことになっている。しかし、その制限を超える、いわゆる「大型過積載車両」が多く走行しており、道路保全や沿道環境の面から問題が発生している。

この調査は、都道のうち幹線道路 15 地点を対象に「走行車両の軸重実態調査」を実施し、この結果を広く公表して道路利用者の過積載防止に対する啓発を促すものである。

2. 調査期間

自 平成 14 年 11 月 ～ 至 平成 15 年 1 月

3. 調査結果

大型過積載車両は、過積載に対する規制、罰則を強化した改正道路交通法の施行直後の平成 6 年度調査で激減（対前年度比 73%減）し、それ以降年度ごとの増減はあるものの、横ばい傾向にあった。

平成 14 年度の都内平均の日平均大型過積載車両の推定走行台数は 316（台/日）となっており、平成 11 年度の 443（台/日）から 4 ヶ年継続して減少傾向にある。これは調査地点平均の日平均大型車交通量 9,572（台/日）の 3.3%にあたる。

しかし、平成 10 年度の 279 台を上回っている。また、都内平均の推定走行台数は減少傾向にあるが、区部の一部の環状幹線道路と多摩地域において横ばい、あるいは増加傾向を示しており、地域格差がみられる。